

答 申

審査会の結論

北九州市水道局長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示情報のうち、別表に記載する部分を開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は妥当である。

理 由

第 1 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成 23 年 4 月 26 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- 「・水道局と上下水道協会との業務委託契約書（22 年度及び 23 年度）
・ 同上 との委託料の予定価格（同上）
・上下水道協会より見積書（22 年度及び 23 年度）
・平成 22 年 6 月に上下水道協会から水道局へ寄贈された、ハイブリット給水車の受贈に関する手続を証する書面
・上下水道協会委託事業従事者に占める市退職者（市 O B）の割合（単位：人）22 年度末現在の者」

2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 23 年 5 月 20 日付け北九水総総第 157 号で、行政文書の一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書一部開示決定通知書を平成 23 年 5 月 25 日に受領した。

3 異議申立人は、平成 23 年 7 月 20 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 実施機関の不開示・不存在理由のうち、法人の印影及び法人の担当者の住所・氏名・印影の不開示については了承する。

また、上下水道協会委託事業従事者に占める市退職者(市OB)の割合を示す文書が不存在であることについても、遺憾ながら保有していないということなので、了承する。

(2) 予定価格調書は、当該随意契約内容の公正、適正性を証明するため必要不可欠の書類であり、市の財産上の利益擁護を証明するものであり、開示することで何ら市の財産上の利益を害するおそれがないことは明らかである。

非開示にすることで契約手続内容が不透明となり、市の財産上の利益を害するおそれがある。実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

(3) 近年の市場原理さながら公共事業の契約価格は民間企業の入札以上に厳粛な競争下で受注しており、予定価格は実態とかけ離れたものが多く、見積りの参考にならないことは業界の常識となっている。

また、激変する素材価格、労務費用、企業の合理化施策等は価格破壊とも揶揄され、予定価格公表が前年度のものであっても、更新時にあたりほとんど参考になりえないのが実態である。

この点で実施機関は現実の業界状況、とりわけ市場原理の動向に見識不足の主張と考察せざるを得ない。

(4) 平成15年3月3日付監査公表で予定価格の設定等で不適切な処理を行っていることが指摘されていること、財団法人上下水道協会の収入の大部分が北九州市水道局の業務委託料であり、歴代理事長以下重要ポストの多くを北九州市職員OBが独占していること、ハイブリッド仕様給水車等が贈呈されるなど、財団法人上下水道協会から北九州市に数千万円規模の資金が市に贈呈されたことが推察されることなど、専門家のみならず、一市民の見識からして水道局と協

会との業務委託契約に関し、極めて異常で不透明かつ疑惑的な構図が見受けられ、事実関係の究明をいたしたく、開示請求にいたった。

予定価格はこれらの観点から、水道局と協会との人、物、金に関する不透明な疑問を解消しうる重大な資料として不可欠なものである。予定価格が開示されることで失われる市の財産上の利益とは有名無実である。開示することの利益は大きく、実質的に市の財産上の利益を擁護するものであり、何ら市の財政上の利益を害するものでないことは明らかである。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- 1 予定価格調書は、契約に係る事務に関し、市の財産上の利益を害するおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。
- 2 業務委託契約の方法が、「入札」によるものか「随意契約」によるものかを問わず、予定価格を公にした場合には、入札（見積）者の見積努力や入札（見積）者間の公正な競争を阻害するうえ、入札（見積）価格が予定価格付近に集中するおそれがある。また、継続的に委託を行う可能性が高い業務については、将来の同種の契約における予定価格を、相当な精度で類推することが可能となる。
- 3 これらにより、公正な競争によって形成されるべき適正な金額での契約が困難になり、市の財産上の利益が損なわれるおそれがあることから、異議申立人が主張するところの「市の財産上の利益擁護を証明するものであり、開示することで何ら市の財産上の利益を害するおそれがないことは明らか」であるとは言えない。
- 4 よって、契約に係る予定価格については不開示とすべきであると判断する。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、以下のとおりである。

ア 平成22年度及び23年度において、北九州市水道局（現在は北九州市上下水道局に名称変更。以下「水道局」という。）が財団法人北九州上下水道協会（以下「上下水道協会」という。）に業務委託した契約に係る、契約書、委託

- 料の予定価格がわかる文書及び上下水道協会より提出された見積書
- イ 平成 22 年 6 月に上下水道協会から水道局へ寄贈された、ハイブリット給水車の受贈に関する手続を証する書面
 - ウ 平成 22 年度末現在における、上下水道協会に業務委託した事業の従事者に占める市退職者の割合がわかる文書

実施機関は、アに該当する文書として、委託契約書、予定価格調書及び見積書を、イに該当する文書として、譲渡申請書、贈与契約書及び引渡書を特定している。

また、ウについて、作成も取得もしていないため、当該情報が記載された文書を保有していないとして、不存在としている。

(2) 本件不開示情報は、次のとおりである。

- ア 見積書に記載されている法人の担当者の住所及び氏名
- イ 見積書に押印されている法人の担当者の印影
- ウ 委託契約書、見積書、譲渡申請書、贈与契約書及び引渡書に押印されている法人の印影
- エ 予定価格調書

実施機関は、ア及びイについて条例第7条第1号に該当、ウについて条例第7条第2号に該当、エについて条例第7条第6号に該当するとして、不開示としている。

なお、ア、イ及びウの不開示、並びに前記第4、1、(1) ウの「平成22年度末現在における、上下水道協会に業務委託した事業の従事者に占める市退職者の割合がわかる文書」の不存在については、異議申立人が争わないことを申し出ているため、当審査会としては、エの予定価格調書の不開示についてのみ判断することとする。

2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、予定価格調書に記載されている情報が条例第7条第6号に該当するか否かである。

3 条例第7条第6号該当性についての判断

(1) 条例第7条第6号の構造

条例第 7 条第 6 号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、不開示とする情報の例示としてアからオまでを列挙しており、イでは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報を挙げている。

本号は、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示とすることを定めたものである。

(2) 条例第 7 条第 6 号該当性

水道局の業務に関して売買、貸借、請負その他の契約を行う場合、一般競争入札について北九州市水道局契約規程（昭和 39 年北九州市水道局管理規程第 29 号）において準用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 13 条第 1 項、指名競争入札について契約規則第 18 条、随意契約について契約規則第 19 条の 2 の規定に基づき、それぞれ予定価格を定めることとなっている。

予定価格は、競争入札又は随意契約の契約上限額となるものであり、取引の実勢価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して設定される。

予定価格調書は、予定価格を記載するための文書であり、支出負担行為の決裁権者によって作成される。予定価格調書には、予定価格の外、業務委託の件名、実施場所、入札書比較価格、設計金額、予定価格積算根拠、予定価格設定者及び予定価格設定日等の情報が記載されている。

予定価格調書に記載されている情報はいずれも、市の機関が行う契約事務に関する情報であるので、以下では、これらを公にすることにより、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるか否かについて検討する。

ア 予定価格、入札比較価格

水道局と上下水道協会とは、平成 22 年度以降本件請求があった日までの間に、29 件の業務委託契約を締結している。

このうち 3 件は発注者が指名した者同士の競争に付して落札者を契約者と

する指名競争入札の方法で、26件は特定の1者を指定して契約する特命随意契約の方法で、契約相手を決定している。

以下では、予定価格及び入札比較価格の本号該当性について、指名競争入札と特命随意契約とに分けて検討する。

なお、入札書比較価格は、予定価格から消費税相当額を除いて得た額であり、本件事案では、予定価格と分けて判断する必要性がないため、以下「予定価格等」として、予定価格と一体として扱うことにする。

本市では、工事に係る設計業務等を除き、業務委託の予定価格については、非公表の取扱いとしている。

このことについて、契約規則を所管する北九州市契約室に確認したところ、「予定価格が公表されることになると、同種の契約（継続的な業務委託）における予定価格が容易に類推される、入札参加者が見積りの努力を怠り、競争原理が働かなくなる、入札の際に協定価格に利用され、談合を助長する要因となる、予定価格が目安となり、入札額が予定価格付近に引き上げられることが考えられ、落札価格が高止まりとなる、等のおそれが生じる。そうなると、公正な競争による適正な金額での契約が困難となり、市の財産上の利益が損なわれるおそれがあるので、非公表としている。」とのことであった。

確かに、予定価格等が開示されれば、将来の同種の契約における予定価格を類推することが可能となるが、競争原理が働く指名競争入札においては、このことによって、入札参加者が見積りの努力を怠るようになるとはいえない。

また、談合は、予定価格等の開示とは別の要因による不正行為であって、別途対策を講ずべき問題であり、むしろ、予定価格を公表することで、入札価格と予定価格との不自然な一致又は近似を検証できるようになり、談合抑止の効果が生じ得るとも考えられる。実際、工事に係る設計業務等、予定価格の公表が既に行われている領域も存在しており、予定価格等が開示され、将来の同種の契約における予定価格等を類推されたとしても、このことによって、談合や落札価格の高止まりを招くことになるとはいえない。

したがって、指名競争入札における予定価格等は、公にすることにより、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとはいえないので、本号に該当せず、開示することが妥当である。

一方、競争原理が働かない特命随意契約の予定価格等を開示することになると、将来の同種の契約における予定価格を類推され、業者が見積りの努力を怠り、契約金額の高止まりが生じるおそれがある。

当審査会において、本件請求に係る業務委託契約が、いずれも実態として

毎年度継続していることを確認している。今後の契約における予定価格を類推されることになると、契約金額の高止まりが生じて、市の財産上の利益を不当に害することになるので、契約事務の透明性確保について考慮しても、なお、これを防止する必要性は高いといえる。

したがって、特命随意契約における予定価格等については、本号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

イ 設計金額、予定価格積算根拠

設計金額は、予定価格を決定する上で基礎となる金額であり、単価等を積み上げて算出している。また、予定価格積算根拠は、設計金額の積算、及び予定価格の決定の過程を記載したものであり、本件事案では、設計金額と分けて判断する必要性がないため、以下「設計金額等」として、設計金額と一体として扱うことにする。

競争原理が働く指名競争入札においては、前記第4、3、(2)、アで述べたとおり、予定価格等を開示することが妥当と判断できるので、設計金額等についても、公にすることにより、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。

したがって、指名競争入札における設計金額等については、本号に該当せず、開示することが妥当である。

一方、当審査会において、本件予定価格調書に記載されている設計金額等はいずれも、予定価格等と一致又は近似していることを確認している。競争原理が働かない特命随意契約において、このような情報を開示することになると、今後の契約における予定価格を類推され、業者が見積りの努力を怠り、契約金額の高止まりが生じるおそれがあるといえる。

したがって、特命随意契約における設計金額等は、開示することにより、市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため、本号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ その他の情報

この外にも、予定価格調書には、業務委託の件名、実施場所、予定価格設定者及び予定価格設定日等の情報が記載されているが、これらを公にしても、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは

いえないので、本号に該当せず、開示することが妥当である。

4 意見

当審査会で確認したところ、本市監査委員が、平成 15 年 3 月 3 日付け北九州市監査公表第 5 号で、水道局と上下水道協会との特命随意契約の「適否について再検討し、競争入札により業者を選定する等、適正な事務処理をされたい。」と指摘している。

実施機関は、上下水道協会との特命随意契約が多いことについて、「委託業務については、水道局が行うべき業務、必要な技術・経験がある業者に委託できる業務、その他の業務という仕分けを行っており、その中で技術・経験がある業者として上下水道協会と契約しているものである。また、平成 23 年度には、外部の委員による事業仕分けを行い、競争入札を取り入れるなど、見直しを進めている。」と説明している。

当審査会は特命随意契約の適否を判断する任にはないが、行政の経済性・効率性の観点から、実施機関において、特命随意契約を締結している業務について、内容及び特命理由を十分点検し、その中から可能なものについては、競争原理の働く競争入札への移行を検討されるよう希望する。

5 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分において不開示とされた情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	中野敬一
会長職務代理者		高木康衣
委	員	田村奈々子
委	員	川本利恵子
委	員	五十嵐享平

別表

文書名	開示すべき部分
指名競争入札に係る予定価格調書	全て
特命随意契約に係る予定価格調書	予定価格、入札比較価格、設計金額及び予定価格積算根拠を除いた部分